

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 48010-10-000109-7		2. 氏名 コヅ 知			
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 離職時年齢 45	6. 生年月日 3-400101	7. 求職番号 12345	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(金融機関コード-記号(口座)番号) 安定所現金(G)					
10. 資格取得年月日 100401		11. 離職年月日 220331		12. 離職理由 11	
13. 60歳到達時賃金日額			14. 離職時賃金日額 4,000		
15. 求職申込年月日 220401		16. 認定日 1型月		17. 受給期間満了年月日 230331	
18. 基本手当日額 3,200			19. 所定給付日数 270		
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0					

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地 〒177-0044 練馬区上石神井

電話番号 03-3920-3311 交付 年 月 日 センター

折り曲げ線

注 意 事 項

- 1 この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 2 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
支給日は、原則として、失業の認定日です。
- 3 あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 4 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 5 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 6 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 8 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 9 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号



4 8 0 0 0 1 4 5 5 1 0

(バーコード貼付欄)

求職番号



4 8 0 1 0 0 0 0 1 2 3 4 5

(バーコード貼付欄)

支給番号



4 8 0 1 0 1 0 0 0 0 1 0 9 7

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

(第2面)

2010. 2